

仙台市立小学校外国語指導助手（ALT）派遣業務委託（令和 7 年 10 月～令和 9 年 3 月派遣分）

公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

本市では、仙台市立小学校に外国語指導助手（ALT）を配置することにより、外国語による活発なコミュニケーションの機会をつくり、児童の外国語学習への意欲や関心を高め、異文化理解を深めながら、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の向上を目的に、令和 7 年度から ALT の段階的拡充を進めることとしています。

本要項は、令和 7 年度から令和 8 年度の ALT の派遣業務を行う委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項について説明するものです。

1 委託業務の概要

（1）業務名

仙台市立小学校外国語指導助手（ALT）派遣業務（令和 7 年 10 月～令和 9 年 3 月派遣分）

（2）業務内容

別紙「仙台市立小学校外国語指導助手（ALT）派遣業務委託（令和 7 年 10 月～令和 9 年 3 月派遣分）仕様書」によります。

（3）履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

（4）委託上限金額

296,296,000 円（消費税額及び地方消費税額を含みます。）

2 参加資格

以下の要件を全て満たす者としします。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- （2）仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- （3）有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- （5）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- （6）仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- （7）仙台市内に本・支店又は営業所があること。
- （8）過去 3 年以内（令和 4 年度～令和 6 年度）に本市または他の自治体から、本業務と同種または類似の業務を受託し、完了した実績を有すること。

3 契約までのスケジュール

(1) 募集開始（公告）	令和7年6月6日（金）
(2) 質問受付期限	令和7年6月13日（金）17時必着
(3) 質問に対する回答	令和7年6月17日（火）まで
(4) 参加表明書提出期限	令和7年6月20日（金）17時必着
(5) 関係書類提出期限	令和7年6月24日（火）17時必着
(6) 参加資格審査結果通知	令和7年6月25日（水）
(7) 企画提案書等提出期限	令和7年6月30日（月）17時必着
(8) 企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年7月3日（木）
(9) 受託候補者特定結果通知	令和7年7月4日（金）
(10) 委託契約の締結	令和7年7月上旬

4 質問受付及び回答

(1) 質問受付

①受付期限 令和7年6月13日（金）17時必着

②提出先 教育局学校教育推進部教育指導課

③提出方法 電子メール（kyo019210@city.sendai.jp）

※送信後、担当課あてに電話連絡してください。

④記載事項 質問者の事業者名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容

⑤留意点

- ・質問書は任意様式とします。
- ・電子メール以外での質問は受け付けません。
- ・電子メールの表題は「仙台市立小学校等外国語指導助手（ALT）派遣業務委託に関する質問（事業者名）としてください。
- ・評価及び審査に関する質問には回答しません。
- ・質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問合せをする場合があります。

(2) 質問回答

①回答日 令和7年6月17日（火）まで

②回答方法 本市ホームページに回答を掲載します。

③留意点

- ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正と見なします。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答します。
- ・質問者の名称等については公表しません。

5 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

①提出書類 参加表明書（様式第1号）

②提出期限 令和7年6月20日（金）17時必着

③提出先 教育局学校教育推進部教育指導課

④提出方法 電子メール（kyo019210@city.sendai.jp）

※送信後、担当課あてに電話連絡してください。

(2) 関係書類の提出

①提出書類

ア) 会社概要（リーフレット等）

イ) 業務実績書（様式第2号）

※過去3年以内に契約し、既に完了した業務について記載すること。

ウ) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）

エ) 市税の滞納がないことの証明書または主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないことの証明書又は写し

オ) 消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納税のない証明書）又はその写し

カ) 履歴事項全部証明書の原本

②提出部数 各1部

③提出期限 令和7年6月24日（火）必着17時必着

④提出先 教育局学校教育推進部教育指導課

⑤提出方法 郵送または持参

(3) 参加資格審査

参加表明書等の提出後は、上記2「参加資格」に示した要件について審査を行い、令和7年6月25日（水）までに結果通知を電子メールにより送付します。

なお、審査により要件を満たさないこととなった場合、企画提案書は受け付けません。

6 企画提案

(1) 企画提案書及び見積書の提出

①提出期限 令和7年6月30日（月）17時必着

②提出先 教育局学校教育推進部教育指導課

③提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付してください。

なお、事故等による未着について本市では責任を負いません。

※持参の場合の受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

④提出書類

ア) 企画提案書（様式第4号）【正本／副本】

※様式第3号を表紙とし、A4判（ヨコ）、横書きを原則とします。

※表紙や目次を除き、20ページを上限として、簡潔かつ明瞭に記述してください。文字の大きさには規定は設けませんが、見やすさに配慮してください。

※提案内容は別紙「評価基準」の評価項目及び評価の観点等に即して記載することとし、企画提案書は該当する評価項目がわかるように記載してください。ただし、評価項目のうち、「経済性」については、下記イ）により評価するため、企画提案書に記載する必要はありません。

イ) 見積書（任意様式）【正本／副本】

※外国語指導助手（ALT）１名あたりの単価が分かるよう、内訳を示してください。

⑤提出部数 正本各１部、副本各８部

⑥留意事項 ・ 正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないでください。

・ 提出期限以降の資料の差し替え、追加は認めません。

７ 企画提案の審査及び受託候補者の特定

（１）受託候補者の特定方法

本市において審査委員会を設置し、企画提案書等について審査を行います。審査では、別紙「評価基準」に基づき評価を行い、各審査委員の評価による合計得点が最も高い提案者を本業務の受託候補者として特定します。

なお、各審査委員の評価による合計得点が満点の６割に満たない場合は受託候補者の特定を行わないこととし、合計得点が同点の場合は、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定します。

（２）企画提案の審査

審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより実施します。

ただし、応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション及びヒアリングの対象となる提案者の選考を行う場合があります。書類選考の結果、対象とならなかった提案者に対しては、電子メールによる通知します。

① プレゼンテーション及びヒアリングの概要

・ １社につき 30 分間（説明 10 分、質疑 20 分）とします。

・ 参加人数は 3 名以内とします。

・ 説明は、上記 6（１）④ア）の企画提案書を用い、その記載内容の範囲内で行うこととします。

②実施日・場所 令和 7 年 7 月 3 日（木） 仙台市役所内

※集合、開始時刻等の詳細は、別途電子メールにより通知します。

③留意事項 ・ 企画提案書以外の資料は用いないでください。

・ 企画提案書の投影を希望する場合、パソコンは提案者が準備してください。その他、投影に必要なモニターや接続ケーブル（HDMI）は本市で準備します。

（３）失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

①企画提案書及び見積書の提出が上記 6（１）①の提出期限に遅れた場合

②プレゼンテーション及びヒアリングの集合時間に 15 分以上遅刻した場合

③上記 2「参加資格」に記載の要件を満たしていない場合

④本手続期間中に上記 2に掲げる要件に該当しなくなった場合

⑤見積金額（税込）が委託上限金額を上回っている場合

⑥提出書類に虚偽の記載をした場合

⑦審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合

（４）審査結果の通知

令和 7 年 7 月 4 日（金）に提案者全員に対し、特定又は非特定の理由を付した通知を電子メールにより送付します。

（５）審査結果に対する質問への対応

特定されなかった者は、上記（４）の特定されなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内（土日祝日を除く）に、本市に対して非特定理由の説明を求めることができます。

本市は、非特定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）にその回答を電子メールにて送付します。

8 契約

（１）契約方法

審査の結果特定された受託候補者と協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結します。受託候補者との契約が成立しない場合には、次順位の者と協議を行うものとします。

また、契約締結後は、受託者を本市ホームページで公表します。

なお、業務委託契約の締結にあたっては、特定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本市の求めに応じ協議の上、提案上限額の範囲内で変更する場合があります。

（２）契約保証金

仙台市契約規則第19条の規定により、契約金額の100分の10以上とします。ただし、仙台市契約規則第20条第1項第1号、第3号又は第8号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

9 その他

（１）提出書類等の取扱い

- ・提出された書類等の返却は行いません。
- ・提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しません。
- ・提出された書類等は、審査及び説明のために、写しを作成し使用することができるものとします。
- ・提出された書類等は、提出期限までは自由に改変できるものとします。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類をいったん持ち帰り、改めて改変された書類を提出してください。
- ・提出期限を過ぎた後は、差し替え及び再提出は不可とします。
- ・提出された書類等は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年12月15日仙台市条例第80号）の対象文書となります。

（２）費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

（問い合わせ先）

仙台教育局学校教育推進部教育指導課教育課程係

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎13階

電話：022-214-8897（直通） ファックス：022-264-4437

Eメール：kyo019120@city.sendai.jp